

奨学生募集要項（2025年度）

No. 473-1

直接応募（C区分）

奨学団体名 （奨学金名称）	東京弁護士会育英財団（給付型） 【2026年度予約採用】		
2025 募集人数	若干名		
募集学年	学部生 修士（博士前期）課程 博士（博士後期）課程 専門職学位課程		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部・全研究科		
財団締切時期	2025年8月29日（金）		
給付	月額 学部生・大学院生：35,000～50,000円 専門職学位課程：50,000～70,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	・ 給付期間は2026年4月～2027年3月の1年間 ・ 当財団の奨学貸与金との併願可 ・ 他団体より奨学金の貸与もしくは給付を受けている場合も申請可、但し、当財団より奨学貸与金を受けている方が奨学給付金を受けることとなった場合は、奨学貸与金は終了となる ・ 申請書類は、財団HPよりダウンロードすること		

公益財団法人東京弁護士会育英財団 奨学給付金 奨学生募集のお知らせ

1960（昭和35）年に発足した東京弁護士会育英財団は、学術優秀かつ品行方正であり、法曹たらんことを志望する等の意欲がありながら、経済的事由により修学が困難な学生に対し、奨学金の給付を行っております。現在、高校生・大学生・大学院生・法科大学院生の奨学生を募集していますので、奨学金の給付を希望される方は、ご応募ください。

【募集要項】

1. 募集人数 若干名

2. 給付金額（月額）

区分	法科大学院生	大学生・大学院生	高校生
自宅より通学の者	50,000円	35,000円	15,000円
下宿先より通学の者	70,000円	50,000円	20,000円

3. 給付期間

2026年4月～2027年3月の1年間。但し就学期間に限る。

4. 応募方法

以下の書類を2025年8月29日（必着）までにご提出ください。

(1) 申請書（様式第1号）

※印鑑証明書（本人及び保護者）を添付する。本人の印鑑登録がない場合は、身分証明書（免許証、学生証等）のコピーを添付する。

(2) 履歴書（様式第2号）

(3) 経済的事実を疎明する書類（様式第3号※裏面あり）

※課税・非課税証明書（本人及び保護者）を添付する

(4) 申請者の住民票

(5) 自宅外の場合、それを疎明する書類（保護者の住民票、賃貸借契約証明書等）

(6) 在学証明書

(7) 在籍する学校の推薦状（応募者を推薦する具体的な理由が記載されたもの）

(8) 在籍する又は直近に卒業した学校の成績証明書

※なるべく、GPA記載のものをご提出ください。

(9) 未成年の場合は法定代理人の同意書（任意書式）

※同意を得られない場合は別途ご相談ください。

※様式第1号～第3号は当財団ウェブサイトよりダウンロードしてください。

<https://www.toben.or.jp/know/activity/ikueizaidan/>

5. 募集期間

2025年7月1日～同年8月29日まで

6. 他の奨学金との併用

既に当財団より奨学金の貸与を受けている方や、他団体より奨学金の貸与もしくは給付を受けている方でも申請可能です。但し、当財団より奨学金の貸与を受けている方が給付を受けることとなった場合は、貸与については終了となります。

当財団の奨学貸与金及び給付金の申請は、併願可能です。併願で申請する場合、共通する書類については、一通のみご提出ください。

7. 問い合わせ先

東京弁護士会財務課 TEL：03-3581-2208（東京弁護士会育英財団事務局）